

文京区こどもの権利に関する条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。
令和八年八月四日

文京区長

成

澤

廣

修

文京区規則第七十三号

文京区こどもの権利に関する条例の一部の施行期日を定める規則

文京区こどもの権利に関する条例（令和八年三月文京区条例第十二号）第五章の規定の施行期日は、令和八年

十月一日とします。